

す ^{広報} おう 大島



～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

7 月号

2021 (令和3)年
No.202



夏に向けて

6月12日 B&G海洋センタープール掃除・水辺の安全教室

まちの予算

簡易脳ドック検診事業 381万4千円

40歳から60歳までの5歳刻みの年齢到達者に簡易脳ドック受診費用の一部を助成します。

健診・保健指導事業 1,808万2千円

国民健康保険被保険者のうち、40歳以上の方（年度内に当該年齢に到達する方を含む）を対象に実施する「特定健診」について、引き続き自己負担金を無料とし、更なる受診率の向上と生活習慣病有病者・予備軍の減少および重症化の予防を図ります。

病院事業局関係（☎ 74-2332）

医療機器等整備事業 6,382万7千円

安心・安全な医療を提供するため、町立病院などに必要な医療機器等を整備します。

福祉

介護保険課関係（☎ 73-5503）

認知症施策推進事業 285万8千円

認知症についての普及啓発の実施、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の設置、認知症カフェの運営支援を行い、地域における支援体制の構築と地域ケアの向上を図ります。

福祉課関係（☎ 77-5505）

保育所完全無償化事業 4,070万円

町内に住所を有し、かつ町内の保育所を利用する世帯の児童に対し、保育料の無償化を行い、副食費を保育所に支給することで、保育の完全無償化を行います。

子育て施設等利用給付事業 193万2千円

3歳以上児および住民税非課税世帯の3歳未満児に対し、保育の必要性の認定を受け認可外保育施設や一時預かり事業等を利用する場合に、利用料の限度額までの無償化を行います。

ちびっ子医療費助成事業 1,280万6千円

小学校6年生までの児童の医療費を全額助成します。

中学生医療費助成事業 492万6千円

中学校3年生までの生徒の医療費を全額助成します。

保育所英語講師派遣事業 168万円

幼少期から英語に慣れ親しみコミュニケーション能力を養うために、町内の全保育所を対象に英語学習を実施し、子育てを支援します。

3. 安心・安全で思いやりに満ちたまちづくり

保健・医療

健康増進課関係（☎ 73-5504）

子育て支援任意予防接種事業 14万2千円

子どもの健康を守り、保護者が安心して働ける環境を提供するため、おたふくかぜ予防接種費用の半額を助成します。

風しん予防接種事業（成人） 2万5千円

赤ちゃんを先天性風しん症候群から守るため、妊娠予定者、パートナーおよび同居家族に対して、抗体検査およびワクチン接種費用の一部を助成します。

風しん追加的対策事業 240万1千円

風しん抗体保有率の低い世代の男性を対象に風しん抗体検査・予防接種を実施し、風しんの発生およびまん延予防を図ります。

健康増進計画推進事業 155万3千円

生活習慣の改善・運動習慣の定着等に向けて、食塩摂取量の実態調査や減塩料理教室、運動・体力測定教室等を実施します。また、地域・職域との連携を深め、若い世代からの健康づくりを推進します。

救急安心センター事業 38万8千円

急な病気やけがをしたとき、救急車を呼ぶべきか迷った際の相談窓口として、共通の短縮ダイヤルを使用し、適切な対処方法や医療機関受診の要否等について、コールセンターの専門員からアドバイスを受けることができる救急安心センター事業を引き続き実施します。

歯周疾患検診事業 34万4千円

歯周病およびその原因である歯周病細菌が、心臓病や肺炎など、全身の疾患につながる恐れがあることから、40歳以上の方を対象に歯周病検診に係る費用を助成し、歯周病予防を推進します。

成人用肺炎球菌ワクチン接種事業 260万2千円

成人用肺炎球菌予防接種に係る費用を一部助成し、実施します。

がん検診総合支援事業 13万4千円

子宮がん検診は21歳、乳がん検診は41歳到達者に無料クーポン券を配付し、検診受診者の支援を行います。

自主防災組織等防災訓練補助金 90万円

自主防災組織等が訓練を実施した場合、その経費の一部を助成します。

自主防災組織防災資機材整備補助金 150万円

自主防災組織の防災訓練を促すとともに、自主防災組織が必要な防災資機材の購入費を助成し、実効性のある自主防災組織の育成を支援します。

木造住宅耐震調査・耐震改修補助事業 330万7千円

民間木造住宅の耐震調査を実施するとともに、耐震改修を行う個人に補助を行います。

政策企画課関係 (☎ 74-1007)

スプリアス規格対応事業 (新規) 4,999万5千円

防災行政無線について、スプリアス (不必要な電波) の規格を新しい規格に適合させることにより、防災行政無線システムとしての機能を維持します。

水産課関係 (☎ 79-1004)

海岸保全施設整備事業 (高潮対策) 3,500万円

漁港海岸保全区域内において、離岸堤の設置や護岸の整備等を行い、高潮・波浪等から沿岸域住民の生命・財産を守るとともに、国土を保全します。

海岸堤防等老朽化対策事業 3,970万円

町内にある全ての海岸保全施設の調査・点検を実施し、適切な維持補修・改良を実施することにより、施設の延命化を図るとともに、防災施設としての機能を維持します。

交通安全・防犯

総務課関係 (☎ 74-1000)

交通安全対策事業 282万3千円

交通安全指導員および警察署・交通安全協会等関係機関と連携し、交通安全対策を講じることで、交通事故のない安全なまちづくりを推進します。

商工観光課関係 (☎ 79-1003)

柳井地区広域消費生活センター設置事業

123万6千円

消費者に関するさまざまな問題等に対応するため、柳井圏域1市4町で、専門の相談員が常駐する広域的な相談窓口を設置します。

地域子育て支援拠点事業 2,235万9千円

子育て支援センターを民間に委託するとともにセンターを3カ所設置し、参加しやすい環境を整え、子育て不安の解消や子どもの健やかな育成を支援します。

児童手当事業 1億596万3千円

中学生修了までの子どもを対象に一人あたり、3歳未満は月額1万5千円、3歳以上は月額1万円 (3歳以上小学校修了までの第3子以降は、1万5千円)、所得制限以上の方は月額5千円を支給します。

健康増進課関係 (☎ 73-5504)

産後ケア事業 29万円

産後4カ月までの産婦を対象に、産科医療機関での宿泊・通所サービスによる心身のケアや育児サポートを実施し、安心して子育てできる産後支援体制の充実に努めます。

産婦健診事業 37万7千円

産後うつ予防、新生児虐待の未然防止に向け、産後2週間・1カ月に産婦健診を実施し、産後初期段階の母子に対する支援の強化を図ります。

特定不妊治療費助成事業 30万円

医療保険が適用されない不妊治療に要する費用の一部について、国の制度により県が行う助成を基準に、町独自に助成を行います。

子育て世代包括支援センター事業 15万円

妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口として、妊産婦や乳幼児等の実情を把握し、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。

周産期医療支援事業 88万2千円

本町および近隣市町に分娩を取り扱う民間病院または病院が少ないことから、柳井圏域の分娩機関 (総合病院) における産科医の確保支援等を行い、町民の安全安心な妊娠・出産に向けた環境を整備します。

防災・消防・救急

総務課関係 (☎ 74-1000)

耐震性貯水槽整備事業 (新規) 839万3千円

地域の防火体制を強化するため、計画的な防火水利の充足に努めます。

洪水ハザードマップ整備事業 (新規) 1,019万1千円

県管理4河川の浸水想定区域の見直しに伴い、洪水ハザードマップを作成し町民に周知を図ります。

介護保険課からのお知らせ

介護保険課 介護保険班

☎ 0820 (73) 5503

介護保険負担限度額の認定更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けている方は、居住費と食事の全額を本人負担していたり、ただくことになっていますが、市町村民税非課税世帯の方等については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度です。8月からこの制度の資格要件が次のとおり変更となります。

■対象者

市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

- ① 配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること
- ② 本人および配偶者の預貯金等が基準額以下であること

【預貯金等の基準額】

- 年金収入等（非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含む公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額）の年額が
- ① 80万円以下の場合、単身650万円、夫婦1650万円
 - ② 80万円超120万円以下の場合、単身550万円、夫婦1550万円
 - ③ 120万円超の場合、単身500万円、夫婦1500万円

- ④ 2号被保険者の場合、単身1000万円、夫婦2000万円に変更ありません

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。また、申請の際には、預貯金通帳等の写し（本人および配偶者の所有すべて）が必要となります。

社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

■対象者

市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

- ① 年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

- ③ 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

⑤ 介護保険料を滞納していないこと

■対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護

■負担軽減の割合

- ・利用者負担額（1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25）
- ・老齢福祉年金受給者は、利用者負担額、食費、居住費または滞在費の100分の50

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。



バスの車内事故防止についてのお願い

7月は、バス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しています。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをすることがあります。また、お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。

走行中やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。お立ちになってご利用いただく場合には、つり革や握り棒にしっかりおつかまりください。

バスの車内事故防止に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 山口県バス協会 ☎ 083 (922) 5031



バスが停まってから、お立ちください！

農地の無断利用を防ごう！

～農地の売買・貸借・転用には許可が必要です！～

【町農業委員会（農林課内）】 ☎79・1002

田や畑といった農地を宅地、駐車場、資材置場等の農地以外のものにする（転用）には、町長の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の協議・許可）を受けなければなりません。また、農地に桜やクヌギ等を植林する場合も転用となり、町長の許可が必要です。（農地法第4条、第5条）

ただし、自己所有の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、農道等）や、2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合等は、許可が不要です。（この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください）



■農地転用の手続きは？

農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。

(1) 農地の所有者自らが、農地の転用をする場合（農地法第4条）

(2) 農地の転用を目的として、所有権や賃貸借権などの権利を移転したり設定する場合（農地法第5条）

※手続き内容によって、添付書類等提出するものが異なります。

■許可なく貸借や転用したら？

無許可で転用した場合や、許可の内容と異なる目的で転用した場合は、耕作権の保護や権利移転などの法律行為が無効になります。また、違反転用の場合は町長が工事の中止や原状回復などを命ずることができます。

■農地銀行とは？

農地銀行は、農地を「売りたい（貸したい）」「買いたい（借りたい）」という希望を周防大島担い手支援センターで取りまとめています。農地の有効活用を希望される方は、ぜひご利用ください。

町有地売却のご案内

町では、一般競争入札による方法で次の町有財産（土地）を売却します。

受付日程など詳細な情報については、町ホームページへ掲載および財政課、各総合支所に備え付けています『周防大島町有地売却のご案内』（令和3年度物件番号③、④、⑤）それぞれに掲載していますので、ご確認ください。

■売却物件 [令和3年度]

○物件番号③／面積 3,953 m²

- ・小松開作字花園 1332 番 1 (畑)
- ・小松開作字花園 1332 番 2 (畑)
- ・小松開作字花園 1332 番 4 (山林)
- ・小松開作字花園 1332 番 5 (ため池)
- ・小松開作字花園 1332 番 6 (畑)

○物件番号④／面積 1,486 m²

- ・小松開作字小遠松 1354 番 1 (畑)

○物件番号⑤／面積 1,916 m²

- ・小松開作字小遠松 1355 番 1 (畑)
- ・小松開作字小遠松 1355 番 3 (ため池)

■物件について

- ・旧田布施農業高校大島分校の実習園跡地です。
- ・農地に関係する取引となりますので、入札参加受付にあたっては、耕作目的、転用目的のどちらであっても農地法の許可を受ける見込みの証となる「買受適格証明書」の添付が必要となります。

■現地説明会

現況や入札の実施方法について等、現地説明会を開催します。（物件番号③④⑤合同）

7月29日(木) 午前10時～11時

※参加希望者は、7月28日(水)の正午までにご連絡をお願いします。

問い合わせ 財政課 0820 (74) 1006

しつちよる? やつちよる? 健康づくり!

「ちよび塩」でおいしく運動・活動で元気に!」

No. 100

健康増進課健康づくり班 ☎73・5504

自分の体を知ろう

6月から始まった、高齢者の新型コロナウイルスワクチン集団接種も無事終わりました。問診をして感じることは、自分の体のことなのに、案外知らなかったり、覚えていなかったりするということ。と言うのも、何の薬を飲んでいるのかわからず、持病があっても病名が言えないとか、いつ頃から患っているのか覚えていないとか、病院へは薬をもらいに行くだけで長年診察を受けていないとか…。

命や体に関わる大切な治療を受けているはずなのに、どこか医師や人任せにしてしまっていないませんか? また、放ったままになっていませんか?

かけがえのないご自身の体だからこそ、自分でよく把握し、できるだけ丁寧に扱って

欲しいものです。皆さんは、あと何年自分の体を保たせていいますか? 最期まで故障少なく動かせそうですか?

敵にも味方にもなる「薬」

ノーベル賞を設立したアルフレッド・ノーベル氏がダイナマイトを開発したのはご存知ですか? 平和や発展の象徴と破壊の象徴が同一人物によってつくられたというのは驚きですよ。

さらに、ダイナマイトの原料であるニトログリセリンは、狭心症の特効薬としても使われ、多くの命を救っています。このように、使い方で武器にも治療にもなる薬だからこそ、自分が何の薬を飲んでいいのか知っておくことは大切です。

これから、台風の季節を迎えます。6月にあった諏訪之瀬島の爆発的噴火や地震など、自然災害はいつどこで起こるか分かりません。避難生活を余儀なくされた場合でも、自分の病名や飲んでいる薬を知っておくと助かります。早速確認してみてください!



「ちよび塩クイズ」

夏野菜のおいしい季節になりました。次のドレッシングを塩分の少ない順に並べてください。

- ①ごまドレッシング
 - ②和風ノンオイルドレッシング
 - ③シーザーサラダドレッシング
- (答えは、13ページに掲載)

食推おすすめレシピ♪

牛肉と大葉のちらし寿司



お寿司や炊き込みご飯などの味付きごはんは食塩量が多くなりがちです。今回は大葉やしいたけの風味をいかして食塩量を控えたちらし寿司の献立を紹介しましょう。食欲の落ちやすい夏場にも食べやすいのでぜひ作ってみてください。

【1人分の栄養素量】

エネルギー 379kcal、たんぱく質 10.6g、脂質 6.3g、カルシウム 23mg、食塩相当量 1.4g

材料 (4人分)

米……………2合	しいたけ……………1枚
「A」酢……………50ml	「B」砂糖……………大さじ1
「A」砂糖……………大さじ2	しょうゆ……………大さじ1
「A」塩……………小さじ1/3	かにかまぼこ……………30g
卵……………1個	大葉(青じそ)……………8枚
牛肉……………100g	

作り方

- 1 米を固めに炊く。
- 2 Aを合わせておき、火にかけて砂糖が溶けたら火をとめる。米が炊けたら加えて、混ぜ合わせる。
- 3 卵は炒り卵にする。
- 4 しいたけは薄切りにする。フライパンを熱し、牛肉としいたけ、Bを加えて炒める。
- 5 かにかまぼこは1cm幅に切る。
- 6 大葉は洗って水気を拭きとり、手でちぎる。
- 7 酢飯に4と6の半量を加えて混ぜ、器に盛り、3と5、6の残りを上に散らす。

福祉医療費助成制度のお知らせ

☎ 福祉課 民生福祉班 0820 (77) 5505

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）およびちびっ子・中学生医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

①年齢要件

0歳～小学校6年生まで（未就学児は、県制度非該当者のみ）

②所得要件 なし

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

①年齢要件

(ア)18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母

または父および当該児童

(イ)父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

②所得要件

市町村民税所得割非課税世帯（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なします）

※年少扶養控除廃止前の旧税

額を計算して所得要件を判定します。

中学生医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

①年齢要件

中学校1年生～3年生まで

②所得要件 なし

【共通事項】 ■受給者証有効期間

8月1日～令和4年7月31日まで

対象になると思われる方は、福祉課または最寄りの支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っていますので、手続きのお済みでない方は7月中に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証、父母の令和3年度住民税等の申告が必要です。

※収入が0の方も申告をお願いします。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）のお知らせ

■給付金の対象となる方

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給されている方で、令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の方（令和3年4月から令和4年2月までに生まれた新生児等も対象となります）

※申請は不要です。

②令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の方で、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童のみを養育されている方

③令和3年度分の住民税が課税の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降の収入が急変し、非課税相当の収入となった方

※②③いずれかに該当する方は申請が必要です。

※すでにひとり親世帯分の支給を受けている方は対象となりません。

■給付額

児童1人当たり一律5万円

■手続きに必要なもの

本人確認書類、通帳の写し、収入額が分かる書類等

■申請期限

令和4年2月28日(月)

■申請場所

福祉課、各総合支所

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505



国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」

および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は令和3年7月31日までとなっております

後期高齢者医療の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

現在、減額認定証（薄い水色）をお持ちの方で、8月以降の区分が「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」に該当する方、現在、限度額適用認定証（青色）をお持ちの方で、8月以降の区分が「現役Ⅰ」、「現役Ⅱ」に該当する方は、7月31日までに新しい認定証を郵送します。（自動更新のため手続不要です）

8月以降も認定が可能な方には、6月下旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付していますので、引き続き必要な方は、8月31日(火)までに更新の手続きを行ってください。（認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされないと、認定されない月が生じることになります）

更新・申請手続き等

■申請場所

健康増進課、各総合支所・出張所

■申請に必要なもの

- ・保険証／印鑑／マイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類／現在交付されている令和2年度の減額認定証
- ・現在、「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」の減額

認定証に該当する方で過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がいらっしゃる場合（未申告の状態）、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所・出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いいたします。

後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がるなどした世帯は、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

国民年金保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる事業の廃止や売り上げの減少などが生じて、所得が国民年金保険料の免除などの適用相当になることが見込まれる場合は、臨時特例措置として免除の申請を行うことができます。詳しくは岩国年金事務所へお問い合わせください。

■問い合わせ

- ・健康増進課 医療保険班
☎ 0820 (73) 5502
- ・岩国年金事務所
☎ 0827 (24) 2222

相続登記はお済みですか？

不動産の登記名義人（所有者）がお亡くなりになったときは、法務局に相続登記（名義変更）の申請をする必要があります。

長期にわたり相続登記をしないままだと、「相続」が「争続」になってしまったり、再開発や公共事業が進まなかったり、空き家の管理・利活用ができなかったりといったトラブルが発生するおそれがあります。

次世代の子ども達のためにも、未来につながる相続登記をしませんか？

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。（<http://houmukyoku.moj.go.jp/yamaguchi/>）

※登記手続案内は予約制です。

■問い合わせ 山口地方法務局柳井出張所 ☎ 0820 (22) 1198

国民健康保険税の 軽減判定の 基準が変わります

■問い合わせ

- ・保険税について 税務課 課税第1班
☎ 0820 (74) 1008
- ・資格について 健康増進課 医療保険班
☎ 0820 (73) 5502

国民健康保険（国保）について

後期高齢者や職場などで健康保険に入っている人以外は、誰でも国民健康保険に入ることが義務付けられています。国民健康保険に加入されると、4月1日を基準日として、世帯ごとに国保税が課税されます。

資格の取得・喪失は必ず届出を

社会保険等の資格を取得・喪失したときは必ず届出をしてください。

事業所から周防大島町役場への連絡はありませんので、必ず健康増進課医療保険班、または各総合支所・出張所で手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、保険証、取得または喪失の年月日を証するもの

軽減判定の基準が変更となりました

地方税法が改正され、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して現行と同水準とするため、軽減判定所得基準が変更となりました。

軽減に該当する世帯は、その所得に

応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な方（未申告者）がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無に関わらず、毎年申告をしてください。（軽減判定には世帯主・特定同一世帯所属者の所得が含まれます）

◎軽減判定所得

軽減割合	世帯の前年中の所得（世帯主等を含む）	
7割軽減	改正後	$[43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の人数} - 1)]$ 以下
	改正前	33 万円 以下
5割軽減	改正後	$[43 \text{ 万円} + (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者数}) \times 28 \text{ 万} 5 \text{ 千円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の人数} - 1)]$ 以下
	改正前	$[33 \text{ 万円} + (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者数}) \times 28 \text{ 万} 5 \text{ 千円}]$ 以下
2割軽減	改正後	$[43 \text{ 万円} + (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者数}) \times 52 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の人数} - 1)]$ 以下
	改正前	$[33 \text{ 万円} + (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者数}) \times 52 \text{ 万円}]$ 以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失された方で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入額が125万円を超える65歳以上の方）です。

※（給与所得者等の人数 - 1）が0未満になるときは0とします。

◎令和3年度 国民健康保険税税率表

課税対象額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	8.9%	3.1%	2.9%
均等割	27,400円	8,900円	9,300円
平等割	25,800円	8,900円	7,000円
賦課限度額	63万円	19万円	17万円

※介護分は、40歳以上65歳未満が対象となります。

納税通知書の送付

令和3年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に7月中旬に発送していますので、届きましたら内容を確認してください。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がるなどした世帯は、国民健康保険税が減免される場合があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

久賀の古波止

ふるはと
 《周防大島町文化財保護審議会委員 西本芳隆》

地元にとって古波止はむしろ「フルミナト」と言った方がなじみ深いのではないか。海水浴、磯遊びや釣りなど大崎鼻の遊びの拠点であった懐かしさを覚える人も多いことだろう。

久賀浦は深い湾人がなく、砂浜は北風を受けて、港としての自然条件は非常に不良であった。季節により、浜辺へ船をつけることができず、風が出ると近村に係船し身一つで帰って来るような状況であった。また、川を遡上し係船する場合も、係船出船とも潮待が必要となり、盛んであった罾網では、沖に罾の群れを見ても潮によっては出船不能で、どうしようもなかったという。

この不便を解消すべく、庄屋、船持などが集まり、波止の建設を発起した。しかし、資金調達には難渋し、最終的に庄屋格の伊藤惣左衛門に頼み、良い船溜りがなく、廻船浦、漁浦としての発展を案じていた惣左衛門はこれを承諾した。

古波止は文政9年（1826）春に着工し、10月に完成。これにより千石以上の船の積荷ができ、干潮時の係船も可能になった。網船や釣船は風が吹

いても波止の中に入れるまでは漁に励むことができ、冬春の風の強いときには波止の中で小魚を獲ることもできるようになった。

総工費八十文銭52貫550匁9分。ただ、発起人は工事半ばにして亡くなったため、惣左衛門は借銀の返済をひとりで負うこととなった。これは、波止の完成後、不漁凶年が続く、大風による多くの船の破損、浦の大火などが重なり、船持からの返済金の納入が滞ったことにもよる。このため、惣左衛門は先祖伝来の田畑を売り、文字どおり私財を投げうって借銀返済に充てたという。

こうして古波止は、伊藤惣左衛門をはじめ多くの先人の努力が実って出来上がった。その後、船の大型化、浦の中止部から東に偏っている不便さ、県道ができるまでは道らしき道がないこと、溜まりは深いものの片側のみ西方に突き出しているのみで北西風の悩みは完全に解消されていないなど、時代の変遷に伴い次第に貧弱なものとなっていった。

そして、古波止建設から54年後、明

治13年（1880）に新波止が建設されるに伴い、古波止は主な役割を終えることとなった。

その後、総石積造りによる古波止は小破によるコンクリート補修を受けながらもひっそりとかつての姿を伝えていたが、平成16年（2004）の台風23号により完全に破損し、現在のコンクリート造りの姿に変えて、久賀湾にたずんで歴史を刻んでいる。



石積みだった頃の古波止（宮本常一撮影、1960年）

◎参考文献

『山口県久賀町誌』（1954年）

文化振興事業の補助金交付団体が決定しました

町内の団体から公募していた文化振興事業について、審査会の結果が町長に報告され、次の1団体の事業が採択されました。

文化振興事業は、地域文化の振興や地域文化に親しむ環境づくり、住民参加型の文化振興などの活動に対して20万円を上限に交付されるもので、各団体の個性豊かな事業に期待が寄せられます。

令和3年度 文化振興事業補助金採択団体

団体名	事業名（事業概要）
小松地区街並み思い出保存会	小松地区「街並みの記録」及び「年中行事等の思い出エピソード」等の記録事業 《略称「小松地区街並み思い出保存」事業》

■問い合わせ 社会教育課 ☎ 0820 (78) 2205

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十一回特別弔慰金が支給されます

福祉課 民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505

特別弔慰金は先の大戦で公務等のため国に殉じた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

- (1) 令和2年4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有し

ていなかった人、当該遺族以外の人の子となつていて、令和2年4月1日時点で婚姻により姓が変わっている人等を除く）

- (4) (3)の条件を満たさない①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (5) 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

■支給内容

額面 25 万円（5 年償還の記名国債）

■請求期限

令和5年3月31日

島のドレスコードはアロハシャツ



ハワイ州カウアイ島との姉妹島締結日（1963年6月22日）を記念して6月22日から8月31日までクールビズならぬ「アロハビズ」を実施。アロハシャツを正装に衣替えする夏の風物詩は皆さんご存知の通りです。

これまででも役場、農協、漁協、商工会、郵便局、銀行、観光施設などがアロハビズに取り組んできましたが、今年の夏から周防大島高校の先生もアロハビズに取り組んでいただいています。（もちろん観光協会も夏の正装はアロハシャツです！）

また周防大島高校では、フラを踊りたいという生徒たちのためにフラチーム「アロハ・フラ島高」を2017年に立ち上げ、今年も8月には福島県いわき市で開催されるフラダンスの全国大会「フラガールズ甲子園」への出場が決定しています。（観光協会主催のサタフラにも毎年出演して会場を盛り上げてくださいます）

コロナ禍の中でも笑顔届けようと日々練習に励む「アロハ・フラ島高」の皆さんに温かい声援をお願いします。

周防大島観光協会でも「瀬戸内のハワイ」を盛り上げようと、アロハビズの日程に合わせて“e komo mai ALOHA”（エ・コモ・マイ・アロハ）キャンペーンを開催。ハワイ語で「ようこそ」を意味するエ・コモ・マイの気持ちでアロハシャツをお召しの皆さまを歓迎いたします。

アロハシャツを着て加盟店をご利用いただきますと、各店舗がそれぞれアロハなサービスにておもてなしいたしますので、今年の夏はアロハシャツに着替えて「瀬戸内のハワイの、アロハな夏」をご満喫ください。（加盟店一覧は周防大島観光協会ホームページでご確認いただけます）



問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820 (72) 2134

周防大島町の話題



▲問診前に予診票等の確認



▲医師の問診後にワクチン接種

新型コロナウイルスワクチンの 集団接種を実施しました

5月31日から、65歳以上の方を対象に、町の集団接種予約センターでの新型コロナウイルスワクチンの電話予約がはじまり、第1回目の接種が6月6日、13日、20日に橘医院で実施されました。

また、6月28日からは、64歳以下の基礎疾患のある方から順次、24時間受付が可能なWEB予約の受付もはじまり、各医療機関での接種も含め、予約ができるようになっていきます。



▲予約センターの様子（職員10人体制で対応）

聖火ランナー、想いを言葉のリレーで繋ぐ

山口県の東京2020オリンピック聖火リレーにおいて、5月13日の全市および14日の下関市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、公道での聖火リレーの実施が取りやめとなりました。

この聖火リレー取りやめを踏まえ、山口県が6月27日に、公道を走行できなかった聖火ランナーの皆さんを招待をして「やまぐちオリンピック聖火リレーメモリアルミーティング」を山口市内で開催しました。

村岡知事のあいさつの後、参加した皆さんは、ユニフォームを着用しトーチを持っての記念撮影や壇上で東京2020オリンピックに向けての想いを言葉のリレーで繋ぎました。

メモリアルミーティングを終え、周防大島町から参加した古崎敏雄さんは、「走れなかったのは残念だが、皆さんの言葉のリレーを聴いていい区切りとなった。東京オリンピックの成功と選手の活躍を願っています」と想いを語りました。



▲周防大島町の聖火ランナーの皆さん（公募により山口県実行委員会枠で選出された、古崎敏雄さん㊦、小川忠良さん㊦、スポンサー企業枠で選出された濱田善郷さん㊦）

新型コロナウイルスの検査用 試薬キットの捨て方について

新型コロナウイルスの感染流行に伴い、自宅でPCR検査、抗原検査および抗体検査ができる試薬キットが市販されています。使用済のキット（プラスチックが主材料で針のないもの）は町の収集日に出すことができますが、処分する際には次のようお願いします。

- 1 使用後はビニール袋で密封し、4日間保管してください。（物の表面についたウィルスは時間が経てば感染力がなくなります。ただし、付着した物の種類によって24時間から72時間くらい感染力を持つと言われています）
- 2 4日経過したら、町指定のごみ袋に入れて「その他のプラスチック」として収集日に出してください。

※針のあるキットを処分する際は、購入したお店、メーカーに相談してください。

☎生活衛生課 生活衛生班 ☎0820 (79) 1012

勇気と元気を。なむでん踊奉納

6月26日、「久賀のなむでん踊」の奉納が久屋寺で行われました。このたびは、新型コロナウイルスと戦うすべての人に勇気と元気を送りたいという願いも込めての奉納となりました。

県指定無形民俗文化財の「久賀のなむでん踊」は、江戸時代から続く虫送り行事で、昨年度には、保存会が、永年にわたり保存と継承に尽力してきた功績が認められ文部科学大臣表彰を受賞しています。



▲久賀のなむでん踊保存会による、なむでん踊の奉納

こんにちは、地域おこし協力隊（観光協会）の山田祥子です。

私は先日、宇部市の「楠こもれびの郷」で、地域資源や地域の人々、第一次産業を繋ぎ、伝える大切なパイプ役となるグリーン・ツーリズムインストラクター育成スクールを受講し、改めて周防大島というフィールドの可能性を実感する研修となりました。会場となった「万農塾」は、就農者を14人輩出し、地産地消の野菜を扱う直売所に、パン屋、古民家レストラン、また、温泉施設に農泊できる複合施設が揃う地域交流の役割を担っていました。

フィールドワークの授業では、体験指導リーダーを務めさせていただき、小麦と野菜を使った地産地消のフランス郷土料理ガレットを提案。カラフルな地元特産メニューに挑戦し、受講生の皆さんに楽しんでいただきました。

地域おこし協力隊員 山田祥子の

しましまタイムズ

SHIMASHIMA TIMES

28

周防大島観光協会
☎0820 (72) 2134



▲受講生の皆さんと。充実した研修となりました

今後の展開では、この研修で学んだことを周防大島ならではの遊びや体験に活かし、観光協会や旅行業者が企画するツアーのニーズに応えられるコンテンツ作りにも励んでいきたいと思っています。また、昨年度、観光協会でも実施したモニターキャンプも活かし、通年で楽しめる周防大島の魅力を発信すると同時に、ツアー先としてこの島が目指されていることから、自らも案内人となるよう、これからも周防大島を学び、知識に磨きをかけていきたいと思っています。

【P6 ちよび塩クイズ答え： ③0.4g ①0.5g ②0.8g】
どれも大きじ1杯分の食塩量です。かける量によってさらに増えますのでかけ過ぎ注意です。

募 集

令和4年4月1日採用の
周防大島町職員採用試験

町では、職員自らが地域協働の担い手として活動するために町内へ居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ方の応募を歓迎しています。

■試験職種および採用予定人数

- ・初級行政職 若干名
- ・土木技師 若干名
- ・学芸員（民俗学） 若干名

■受験資格

- ・初級行政職
平成3年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業または令和4年3月末日までに卒業見込みの人
- ・土木技師
〔有資格者〕
平成3年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、2級以上の土木施工管理技士か2級以上の管工事施工管理技士の資格を有する人または令和2年9月末日までに右記資格を取得見込みの人

〔土木課程学校卒業等〕

平成3年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の土木課程の学校（高等学校、高等専門学校、大学など）を卒業した人

・学芸員（民俗学）

平成3年4月2日以降に生まれた人で、博物館法で定める学芸員の資格を有する人または令和4年3月末日までに取得見込みの人

■受付期間

7月15日(木)～8月3日(火)
午前8時30分～午後5時15分
〔土日祝日を除く〕

※郵送の場合8月3日(火)までの消印があるものに限る。

■申し込み方法

受験申込書No.1および受験申込書No.2（写真添付・受験票）を総務課へ提出してください。

受験申込書は、総務課および各総合支所に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

■第1次試験日時・場所

- 9月19日(日)
- ・受付 午前8時30分から
- ・試験 午前9時から
- ・場所 周防大島町役場大島庁舎（周防大島町小松126-2）

■第2次試験

11月下旬～12月上旬に予定

■採用予定日

令和4年4月1日

■申し込み・問い合わせ

総務課 人事行政班

☎0820(74)1000

障害者を対象とした
令和4年4月1日採用の
周防大島町職員採用試験

- 試験職種及び採用人数
- ・初級行政職 若干名
- 受験資格

次のすべての要件を満たす人が受験できます。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業または令和4年3月末日までに卒業見込みの人
- ③活字印刷文または点字（パソコンによる音声読み上げを補助として併用できず）による出題に対応できる人

※点字による受験を希望する方は、総務課に必ずお問い合わせください。

■受付期間

7月15日(木)～8月3日(火)
午前8時30分～午後5時15分
〔土日祝日を除く〕

※郵送の場合8月3日(火)までの消印があるものに限る。

■申し込み方法

受験申込書No.1および受験申込書No.2（写真添付・受験票）を総務課へ提出してください。

受験申込書は、総務課および各総合支所に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

■第1次試験日時・場所

- 9月19日(日)
- ・受付 午前8時30分から
- ・試験 午前9時から
- ・場所 周防大島町役場大島庁舎（周防大島町小松126-2）

※点字による試験は別日程となります。詳細はお問い合わせください。

■第2次試験

11月下旬～12月上旬に予定

■採用予定日

令和4年4月1日

■申し込み・問い合わせ

- 総務課 人事行政班
- ☎0820(74)1000

会計年度任用職員（農林課事務補助）を募集します

■採用予定人員 1人

■勤務場所

農林課（久賀庁舎）
（周防大島町久賀5134）

■勤務内容

農林課事務補助
（パソコン操作あり）

■勤務条件等

- ・任用期間 9月1日～令和4年3月31日まで（ただし、任用から1カ月間は条件付き採用期間となります）
- ・勤務日 週5日
- ・勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・報酬等 月給 14万6100円
- ・通勤手当、期末手当あり

登録申込書の請求方法
登録申込書は、各総合支所・出張所で配付しています。また、町ホームページからも印刷できます。

郵送請求の場合、「会計年度任用職員（農林課）応募申込書請求」と朱書きした封筒に、84円切手を貼った返信用封筒（申込者の郵便番号・住所・氏名を記入）を同封のうえ、請

求してください。

■申し込み方法

登録申込書（直近3カ月以内に撮影した写真を貼り付け）を8月10日（火）（必着）までに郵送または直接お届けください。

郵送の場合は、「会計年度任用職員（農林課）登録申込書」と朱書きした封筒に、「登録申込書を入れてお送りください。（できるだけ簡易書留で郵送してください）」

■面接等

別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301
周防大島町久賀5134
農林課農林振興班
☎0820(79)1002

お知らせ

家屋調査にご協力ください

令和3年1月2日から令和4年1月1日の間に、家屋の新築・増築、取り壊し（一部取り壊しを含む）をされた方、または今後予定のある方は、8月31日（火）までに税務課へご連絡ください。

また、各戸に配付した調査票をご利用ください。

※全ての家屋（農業用・プレハブ倉庫、車庫等を含む）が調査対象となります。

■問い合わせ

税務課課税第2班
☎0820(74)1008

木造住宅の耐震個別相談会

木造住宅の耐震個別相談会を開催します。

住まいの耐震性に不安のある方や、実際に耐震診断・改修をお考えの方に、個別に耐震診断・改修の流れや費用に係る補助制度の説明を行います。

申し込み・相談料はいずれも不要です。お気軽にお越しください。

■日時

7月30日（金）

午前9時～午後5時

■会場

役場大島庁舎2階 相談室3

■相談員

総務課消防防災班職員

■問い合わせ

総務課消防防災班
☎0820(74)1000

暮らしとこころの
合同相談会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活・仕事・こころの健康などについて悩まれていますか？

■日時

8月26日（木）

午後1時30分～3時30分

■場所

久賀総合センター大会議室

■対象者

柳井市、周防大島町、田布施町、平生町および上関町の住民

■相談内容

(1) 弁護士による法律に関すること
(2) 保健師による心身の健康に関すること
(3) 市町生活困窮窓口・社会福祉協議会相談員による生活に関すること
(4) わかものサポートステーションによる若者の就労に関すること

※各相談時間は一人30分、予約優先（先着申込み順、各相談の定員4人）

■申込期限

8月23日（月）

■申し込み・問い合わせ

柳井健康福祉センター
☎0820(22)3631

警察官採用試験

■試験区分

・警察官採用A試験（第2回）

・警察官採用B試験

■受験資格

〔警察官採用A試験（第2回）〕

・昭和63年4月2日以降に生まれた方

・四年制以上の大学を卒業または令和4年3月31日まで

〔警察官採用B試験〕

・昭和63年4月2日から平成16年4月1日まで

に卒業見込みの方

〔警察官採用B試験〕

・昭和63年4月2日から平成16年4月1日まで

に生まれ

た方で、警察官A以外の学歴の方（※大学在籍者を除く）

■受付期間 8月17日（火）まで

■申し込み方法

原則、電子申請のみとなります。詳しくは、山口県人事委員会事務局ホームページをご確認ください。

※警察官A（第1回）試験受験者は、警察官A（第2回）試験への申し込みはできません。

■第1次試験

9月19日（日）

■問い合わせ

警察本部警務課人事係
☎0120(314)290

■申し込み・問い合わせ

柳井警察署警務課
☎0820(23)0110

海上保安学校学生および
海上保安学校採用試験

■試験職種

・海上保安学校学生

・海上保安学校学生

■受験資格

・令和4年3月までに、高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人

・高等学校または中等教育学校を卒業して規定期間を経過していない人等

■受付期間

海上保安学校
7月20日（火）～7月29日（木）

海上保安学校
8月26日（木）～9月6日（月）

■申し込み方法

インターネット申請（人事院ホームページから申請）

■第1次試験日

9月26日（日）

海上保安学校
10月30日（土）、31日（日）

■採用予定月

令和4年4月

■問い合わせ

柳井海上保安署
☎0820(23)2250

柳井地区広域消防組合
消防職員採用試験

■試験職種および採用予定人員

・消防吏員 1人程度

■主な受験資格

・平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、原則として高等学校教育課程を修了した方
(令和4年3月卒業見込み含む)

・採用後に柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住できる方

■受験申し込み期限

8月6日(金)(当日消印有効)
※申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

■第1次試験日

9月19日(日)
申し込み・問い合わせ

〒742-0031

柳井市南町五丁目4-1

柳井地区広域消防本部総務課

☎0820(23)7772

★催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります

催し

海のプラスチックごみを考えるin片添ヶ浜

プラスチックで溢れる海。わたしたちにできることは？海洋環境映画を観て、海の環境保護について考えてみませんか。(参加無料)

■日にち

7月18日(日)

■内容および時間

・海岸清掃(片添ヶ浜)

午前9時～午後4時

・映画「プラスチックの海」

上映および意見交換

〔午前の部〕

午前10時～午後0時15分

〔午後の部〕

午後1時30分～3時45分

※映画上映および意見交換については、定員を設けていますので、事前の連絡をお願いします。

■場所

ふるさと館(遊湯ランド横)

■問い合わせ

海辺の会/屋代島さとうみ

ネットワーク(田中)

☎090(7507)2821

勾玉づくり講座

やわらかい石を紙やすりで削って勾玉を作ります。

■開催日

7月31日(土)・8月7日(土)

■時間(両日)

①午前10時～②午後1時30分

■申し込み期限

・7月分：7月29日(木)

・8月分：8月5日(木)

■材料費 1セット500円

■定員 各回10名(先着順)

■場所・問い合わせ

八幡生涯学習のむら

☎0820(72)2601

パネル巡回展

「周防大島とハワイ
〜移民たちの足跡〜」

周防大島の移民史を中心に紹介するパネルを展示。国立歴史民俗資料館、国立国語研究所の協力を得て、移民の足跡を記した資料や写真を紹介します。

■開催期間等

8月10日(火)～9月10日(金)

午前8時30分～午後5時15分

■会場

久賀総合センター

(周防大島町久賀5058)

■主な展示内容

・日本からハワイへ渡った移民の歴史

・ハワイに渡航した人々の証言

・周防大島とハワイとの交流史

・移民関連史跡

■問い合わせ

宮本常一記念館

☎0820(78)2514

B & G海洋センタープール開放予定表

☎社会教育課 ☎0820(78)5048

■7月分

日にち	区分	日にち	区分
17日(土)	A・B・C	25日(日)	A・B・C
18日(日)	A・B・C	27日(火)	A・B・C
20日(火)	A・B・C	28日(水)	A・B
21日(水)	A・B	29日(木)	A・B・C
22日(木)	A・B・C	30日(金)	A・B
23日(金)	A・B	31日(土)	A・B・C
24日(土)	A・B・C		

■8月分(19日まで)

日にち	区分	日にち	区分
1日(日)	A・B・C	10日(火)	A・B・C
3日(火)	A・B・C	11日(水)	A・B
4日(水)	A・B	12日(木)	A・B・C
5日(木)	A・B・C	盆休み	
6日(金)	A・B	17日(火)	A・B・C
7日(土)	A・B・C	18日(水)	A・B
8日(日)	A・B・C	19日(木)	A・B・C

※毎週月曜日は休館日。8/20以降の予定は、次号広報へ掲載。

■利用時間・料金

区分	時間	中学生以下	高校生以上
A	13:15～15:00	50円	110円
B	15:15～17:00	50円	110円
C	19:00～21:00	110円	160円

※町外に居住する方が利用する場合は、料金が2倍になります。

※新型コロナウイルス感染防止のため、人数制限を行いますので、必ず事前にプール管理事務所(74-5301)へ連絡ください。

水辺の活動を楽しむために！

夏に向けて、水辺でのレジャーを楽しむ機会が増えますが、水辺の事故に気を付ける必要があります。

水辺で楽しく安全に活動するために、次のことに気を付けましょう！

- (1)水辺で遊ぶ前に「天気予報を確認しよう！」
- (2)水辺で遊ぶときは「ライフジャケットを着よう！」
- (3)水辺で遊ぶときは「一人で行かない！」
- (4)溺れている人がいたら「飛び込まず助けを呼ぼう！」
- (5)水に落ちたら「あわてず、浮いて助けを待とう！」

☎ 社会教育課 ☎ 0820 (78) 5048

町職員の異動

【退職者】〔6月30日付〕

▼健康増進課長 山中輝彦

【異動】〔7月1日付〕

▼健康増進課長事務取扱兼務 近藤 晃 (健康福祉部長)

柳井健康福祉センター定例保健事業

■相談内容および実施日時

〔心の健康相談〕

8月17日(火) 午後1時～2時

〔思春期・ストレス相談〕

8月27日(金) 午後1時～4時

※事前に電話予約が必要です。

☎ 柳井健康福祉センター

☎ 0820 (22) 3631

がん検診 (集団検診) 日程

■結核・肺がん検診

日にち	場所	受付時間
7月21日(水)	白石停留所前	9:00～ 9:10
	久賀福祉センター	9:30～ 9:50
	久賀小学校講堂下	10:10～ 10:30
	久楽会館	10:40～ 10:50
	隅田米子様宅倉庫	11:00～ 11:20
	久賀ふるさと館	11:30～ 11:50
7月27日(火)	日前郷集荷場跡地	9:00～ 9:30
	油良集荷場	9:50～ 10:00
	鹿家集荷場	10:20～ 10:40
7月28日(水)	安高集荷場	10:50～ 11:10
	原区民館	9:00～ 9:10
	塩宇集荷場	9:20～ 9:40
	三ツ松区民館前	9:50～ 10:00
	田中原選果場	10:10～ 10:20
	庄集荷場	10:30～ 10:40
秋集荷場	11:00～ 11:20	

※当日の待ち時間を最小限にするため、受付時間をあらかじめ町で調整しています。変更や新たに申し込みを希望される場合は、事前にご連絡ください。

☎ 健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820 (73) 5504



周防大島町保健師

行田 美穂

☎ 健康増進課健康づくり班

☎ 0820 (73) 5504

新型コロナウイルスのあれこれ

5月から新型コロナウイルス接種が始まりました。ワクチン接種といえば、子どもの頃に打つ予防接種だけでなく、インフルエンザや肺炎球菌など、定期的に受けている方も少なくないと思います。しかし、新型コロナウイルスに関しましては、「メッセージRNA (以下mRNA)」とか「新しいタイプのワクチン」など、聞きなれないことも多くあります。

そこで今回は、新型コロナウイルスの仕組みについてお知らせします。

そもそも「ワクチン接種」ってなに？

感染症にかかると体内で「抗体」がつくられ、新たに侵入しようとする病原体を攻撃する「免疫」ができます。この働きを利用して、感染の原因となるウイルスや細菌に抵抗する免疫を作り、①病気にかりにくくする、②重症化を防ぐ、③流行するのを防ぐために行うのがワクチン接種です。ただしワクチンは、ウイルスや細菌の毒性を弱めたり(生ワ

クチン)、感染する力を失わせたり(不活化ワクチン)してつくられるため、副反応が現れることもあります。なにが「新しいタイプ」なの？

これまでと大きく違うのは、「ウイルスの一部」ではなく、ウイルスをつくるもととなる「遺伝情報の一部(mRNA)」を注射し、体の中でウイルスの一部をつくらせて抗体や免疫を獲得すること。ここで想像して欲しいのが「金平糖(こんぺいとう)」。ウイルスの表面は金平糖のようにたくさんのトゲがあり、トゲを使って体内に侵入・増殖します。このトゲを「スパイクタンパク質」と呼び、mRNAにより疑似的な感染を起こすことでスパイクタンパク質に対するバリア機能(中和抗体)を作り、感染から身を守る仕組みとなっています。

いささか難しい話となりましたが、ワクチン接種の基本は「効果や副反応を理解し、納得して受ける」ことです。敵の正体を知り対策を講ずることも大切ですよね。

常設人権相談所

毎週月～金曜日 8:30～17:15（休日を除く）
 〇山口地方法務局岩国支局 ☎0827（43）1125

特設人権相談所

8月5日（木）9:30～12:00（久賀総合センター）
 〇福祉課 民生福祉班 ☎77-5505

休日在宅当番医 9:00～17:00

7月22日（木）	山中クリニック	☎72-0152
7月23日（金）	橘医院	☎77-1000
7月25日（日）	おげんきクリニック	☎74-2490
8月1日（日）	川口医院	☎78-0306
8月8日（日）	野村医院	☎76-0017
8月9日（月）	橘医院	☎77-1000
8月15日（日）	安本医院	☎73-0822

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直医が対応しています
 大島病院 ☎74-2580／東和病院 ☎78-0310

ちよび塩の日PR活動

8月8日（日）9:00～11:00（中央フード大島店）
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504

育児相談

7月29日（木）10:00～11:30
 （しまとびあスカイセンター）
 8月13日（金）10:00～11:30（日良居庁舎）
 8月17日（火）10:00～11:30
 （久賀福祉センター）
 〇子育て世代包括支援センター Ohana ☎73-5511

こころの相談会

8月5日（木）10:00～12:00（久賀福祉センター）
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504（要予約）

認知症相談

8月5日（木）9:00～16:00（日良居庁舎）
 〇地域包括支援センター ☎73-5506

出張年金相談

毎月第3火曜日（久賀総合センター）
 10:00～12:00／13:00～16:00
 ※要予約（予約は相談希望日の前月1日から受付）
 ※持参の必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。
 〇岩国年金事務所 ☎0827（24）2222

偽セキュリティ警告画面に注意！



【相談窓口】

柳井地区広域
 消費生活センター
 ☎0820-22-2125
 山口県
 消費生活センター
 ☎083-924-0999
 消費生活上の不安
 や心配を感じたら
 消費生活センター
 にご相談ください。

【相談】

インターネットを使用中、大きな音がして「ウイルスに感染した」という画面が現れた。画面内の連絡先に電話した方がよいか。

【アドバイス】

パソコンやスマートフォンで警告画面が表示されても慌てずに画面を閉じ、表示されている連絡先へは連絡しないよう助言した。

【ワンポイント講座】

表示された連絡先に電話をかけたところ修復やサポートの契約を勧められて高額な契約をしてしまった、という相談が寄せられています。解約しようにも連絡が取れないケースや、お金をだまし取られるケースもあります。

また、支払方法としてクレジットカードのほか、コンビニで購入した電子マネーカードの番号を知らせるよう指示される事例が増えています。

偽の警告画面はウェブサイトの閲覧をきっかけに誰でも遭遇する可能性があります。慌てずに画面を閉じ、決して連絡しないようにしましょう。

警告画面が消えない場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしてください。

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

今月の納期

【第2期分】	固定資産税
【第1期分】	国民健康保険税（普通徴収） 介護保険料（普通徴収） 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
納期限	8月2日(月)

人の動き（7月1日現在）※増減は対前月比

人 口	14,988人	(28人減)
男（日本人）	6,925人	<small>〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 4人 転入 25人 小計 29人 減：死亡 34人 転出 22人 小計 56人</small>
女（日本人）	7,959人	
外国人	104人	(1人減)
世帯数	8,674戸	(17戸減)

周防大島町交通事故発生状況（令和3年5月末現在）

人身交通事故（前年比）		
件数	死者	傷者
6 (+1)	2 (+2)	8 (-1)
物損事故件数		
106	前年比	-4

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

みかんちゃんのごみの出し方講座 ～ごみの分別について～

みんなも知っているとおり、ごみにはいろいろな種類があって、ごみを出すときは種類ごとに分別して出すことになっているよ。実はこの分別の仕方は、市町村によって、違うんだよ。よその町でのあたりまえが周防大島町ではいけないことだったり、周防大島町のあたりまえがよその町では通用しなかったりするから、しっかり確認する必要があるよ。

周防大島町のごみの分別の仕方は、「ごみ分別の手引き」に詳しく載っているから、よく読んでね。「ごみ分別の手引き」は、総合支所や出張所に置いてあるから、持ってない人は取りに来てね。

ごみの分別のことでわからないことがあったら、生活衛生課に聞いてみて。ていねいに教えてくれるよ！

分別が悪いと、収集しない理由が書かれた貼り紙を付けて、ごみ収集ステーションに残されるから、気を付けてね。

分別されたごみは、リサイクルされるよ。「分ければ資源、混ぜればごみ」を合言葉に、ごみを正しく分別して、みんなで周防大島の環境を守りましょうね。



「みかんちゃん」は、周防大島町の3R推進マスコットキャラクターです。

◎今回のポイント

- ・「ごみ分別の手引き」をよく確認して、正しく分別しよう！
- ・ごみの分別のことでわからないことがあったら、生活衛生課へ聞きましょう。
- ・合言葉は、「分ければ資源、混ぜればごみ」！

■問い合わせ 生活衛生課 生活衛生班 ☎ 0820 (79) 1012